



福岡県警察からのお知らせ！

携帯電話の不正取得は犯罪です！

「携帯を契約するだけのバイトで簡単に稼げる」等の話をSNSで持ち掛けられ、携帯電話を契約し、犯罪に巻き込まれるケースが多発しています！

携帯電話を他人に転売する目的で契約することは法律違反です。

違反すると…

- 携帯電話販売店に対する詐欺罪
(10年以下の懲役)
 - 携帯電話不正利用防止法違反
(50万円以下の罰金等)
- などの罪に問われるおそれがあります！



Check

犯罪に巻き込まれないために

- 他人からの契約依頼を簡単に応じない
- 携帯電話、SIMカードを人に譲り渡さない

携帯電話転売目的のアルバイトは

絶対にしない！

